

指定（更新）申請における提出確認票【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

開始（指定）予定日	年　月　日	事業所名	
申請担当者職・氏名			
申請に関する連絡先	T E L	F A X	

必要事項	提出書類	申請者 確認	説明、注意事項	桐生市 確認								
①申請書	指定申請書 (様式第1号) 指定更新申請書 (様式第6号)	<input type="checkbox"/> 添付	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の所在地・名称、代表者の職名・氏名 ・新規指定申請の場合は様式第1号。指定更新申請の場合は様式第6号 	.								
②付表	付表3	<input type="checkbox"/> 添付	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容は、勤務形態一覧、運営規程、重要事項説明書等の内容と一致させること 	.								
③申請者の登記事項証明書又は条例等	履歴事項全部証明書 (原本)	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業を実施する旨の記載のあるもの ・申請日において発行から3月以内のもの 	.								
④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1)		<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び従業者全員の毎日の勤務すべき時間数 <ul style="list-style-type: none"> * 確保した従業者のみ記載（仮配置は不可） * 時間外勤務は、勤務時間数に含めないこと * 指定更新申請の場合は提出月の前月分 <p>【人員に関する基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①管理者◇ [常勤・専従] ②介護従業者◇ [従業者のうち、1以上は看護職員] [従業者のうち、1以上は常勤職員] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">日中(通い)</td> <td style="padding: 2px;">常勤換算方法で利用者3人に対し1以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">日中(訪問)</td> <td style="padding: 2px;">常勤換算方法で1以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">夜間(夜勤職員)</td> <td style="padding: 2px;">時間帯を通じて1以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">夜間(宿直職員)</td> <td style="padding: 2px;">時間帯を通じて必要数</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> *宿泊者がいない場合、訪問サービスのための連絡体制があれば夜間職員の配置不要 ③介護支援専門員◇ ④代表者◇ ⑤その他の従業者 	日中(通い)	常勤換算方法で利用者3人に対し1以上	日中(訪問)	常勤換算方法で1以上	夜間(夜勤職員)	時間帯を通じて1以上	夜間(宿直職員)	時間帯を通じて必要数	.
日中(通い)	常勤換算方法で利用者3人に対し1以上											
日中(訪問)	常勤換算方法で1以上											
夜間(夜勤職員)	時間帯を通じて1以上											
夜間(宿直職員)	時間帯を通じて必要数											
⑤管理者	管理者の経歴書 (参考様式2-1)	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	<ul style="list-style-type: none"> ・資格等が必要な職種(△印)は、該当資格証等の写しを、氏名を記載した順に揃えて提出 △管理者：認知症対応型サービス事業管理者研修の受講修了証の写 △介護支援専門員：小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講修了証の写、介護支援専門員証の写 △看護職員：看護師免許証・准看護師免許証の写 △代表者：認知症対応型サービス事業開設者研修の受講修了証の写 *各研修について、経過措置及びみなし措置あり 	.								

<p>[6]事業所の平面図</p>	<p>平面図 (参考様式3)</p>	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体の平面図及び当該事業に関する平面図 *各室の用途・面積を明示したもの *A4版又はA3版のもの *専用部分と他との共用部分を色分け <hr/> <p>【設備・備品に関する基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①居間及び食堂 [通いの定員が15人を超える場合、3m²/人以上の床面積] ②宿泊室 [7.43m²/室以上の床面積] [個室以外の宿泊室は、該当面積が7.43m²/人以上必要であり、プライバシーを確保すること] ③台所 ④浴室 ⑤消防設備その他非常災害に際して必要な設備 	
	<p>設備等一覧表 (参考様式4)</p>	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略		
<p>[7]運営規程</p>	<p>運営規程</p>	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	<ul style="list-style-type: none"> ・次の内容について、具体的かつわかりやすく記載 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 *営業日は365日、訪問サービスの営業時間は24時間と記載 *通い・宿泊サービスはそれぞれの営業時間を記載 ④指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 *利用料その他の費用の額については、料金表にする等、具体的に記載 *法定代理受領でない場合の利用料や「他の費用の額」として徴収が認められている額等も記載 ⑥通常の事業の実施地域 *客観的に特定できるように記載 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 *虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化。) ⑪その他運営に関する重要事項 *秘密保持、運営推進会議、身体拘束の原則禁止、★研修、★衛生管理、★業務継続計画、ハラスメント対策等 (★印は令和6年3月31日までは努力義務) 	
<p>[8]利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</p> <p>(参考様式5)</p>	<p>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</p> <p>(参考様式5)</p>	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	<ul style="list-style-type: none"> ・次の事項について、具体的かつわかりやすく記載 ①事業者として、利用者等からの相談・苦情等に対応する常設の窓口(連絡先・受付時間)・担当者の設置 *受付曜日、時間、電話番号、FAX番号、担当者職・氏名を記載 ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ③その他参考事項 	
<p>[9]協力医療機関及び協力歯科医療機関との契約書又は協定書の写</p>	<p>協力医療機関及び協力歯科医療機関との契約書又は協定書の写</p>	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関と取り交わした契約書又は協定書の写 	

10介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	・次の事項について具体的かつわかりやすく記載 ①退居者に対するサービス提供確保のための連携・支援体制 ②夜間における緊急時の対応のための連携・支援体制 ③その他参考事項	
11誓約書	誓約書 (参考様式6)	<input type="checkbox"/> 添付	・介護保険法の欠格事由に該当しない旨の誓約書 ＊別紙①～④のうち該当のものを添付	
12介護支援専門員	介護支援専門員の氏名及びその登録番号 (参考様式7)	<input type="checkbox"/> 添付	・当該事業所で介護支援専門員の資格に基づき、当該資格に係る業務に従事する者について、登録番号、氏名(フリガナ)、を記入	
13介護報酬体制等に関する届出	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) 該当加算に係る別紙、添付書類	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略 <input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略 <input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	・新規指定時または変更がある場合のみ必要 ・該当加算に係る別紙、添付書類については、「算定届出書に係る添付書類一覧」参照	
14提出書類の確認	提出確認票	<input type="checkbox"/> 添付	本票	
15手数料の納付 (申請受付後)	手数料納付書の写し	<input type="checkbox"/> 添付	・新規指定時のみ必要 ・新規指定申請の受付後に手数料納付書を発行しますので、期限までに納付してください。	

※新規指定の場合は確認をしてください

他法令	確 認 事 項	申請者確認欄
	建築基準法に適合しているか (既存建物を使用する場合でも、用途変更の手続きや改修工事が必要となる場合がある)	<input type="checkbox"/>
消防法に適合しているか		<input type="checkbox"/>

- ※ 新規指定申請の際は、全ての添付書類を提出してください。
- ※ 更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。
添付を省略する場合には、「添付省略」にチェックを付けてください。
- 届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。
- ※ 指定にあたり市が現地を訪問できない場合は、写真の提出を求めることがありますのでご了承ください。
- ※ 書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型とします。
- ※ すべての書類が確認できない場合は、指定申請の受付ができません。
- ※ 受付後、書類の補正、追加提出をお願いすることがあります。